

大口町告示第29号

大口町廃棄物等減量推進員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町廃棄物減量等推進員設置要綱の一部を改正する要綱

大口町廃棄物減量等推進員設置要綱（平成8年大口町告示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「年額11,800円」を、「年額12,400円」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町廃棄物減量等推進員設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報償)</p> <p>第6条 推進員の報償の額は、<u>年額12,400</u>円とする。</p>	<p>(報償)</p> <p>第6条 推進員の報償の額は、<u>年額11,800</u>円とする。</p>